平成２２年（フ）第１４６号
福井県あわら市井江葭第26号７番地３　雇用促進住宅１―205号、旧住所福井県坂井市春江町沖布目第40号７番地25
債務者　北　純一郎
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
長野県小諸市大字滋野甲736番地19
債務者　谷　　邦彦
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　岳史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４５号
長野県下伊那郡喬木村7726番地
債務者　池田　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３２号
京都府京丹後市大宮町善王寺479番地の７
債務者　松浦　弘一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５９７号
堺市堺区南島町２丁91番地、前住所堺市堺区松屋町１丁25番地49
債務者　新濵工業こと　新濵　　毅
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　高之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
堺市堺区南島町２丁91番地、前住所堺市堺区松屋町１丁25番地49
債務者　新濵　朱美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　高之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４８号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁７番23号
債務者　谷屋　弘代
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　高之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９７号
横浜市港南区日野２丁目36番11号　第二内田荘202
債務者　元木由岐雄
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３４号
佐賀県唐津市北城内４番17号
債務者　森　　嬌子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２５７号
大分県別府市大字鶴見2642番地フレグランスタウンＡ棟102号
債務者　鶴　みどり（旧姓長浦）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
宮崎県都城市妻ヶ丘町16街区４号　第８丸久コーポ201
債務者　井植　敏幸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目28番７号
債務者　寺園　道子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
鹿児島県鹿児島市小野４丁目20番24号
債務者　川野　**敏**和
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４号
鹿児島県奄美市名瀬古田町19番52号
債務者　藤丸　順平
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬柳町５番19号
債務者　仲田　里香（旧姓杜）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第７７号
鹿児島県姶良市西餅田1538番地４県営センチュリー姶良４棟401号
債務者　末満　美香
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目８番40―303号　アート第一ビル
債務者　河野　任希
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係